

伊丹市簡易耐震診断推進事業実施細目

(様式)

- 第1条 伊丹市簡易耐震診断推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する簡易耐震診断申込書は、戸建住宅は様式第1号-1，共同住宅は様式第1号-2，長屋住宅は様式第1号-3によるものとする。
- 2 要綱第5条第1号に規定する簡易耐震診断の申込み及び実施に関する証書は，様式第1号-4によるものとする。
- 3 要綱第5条第2号に規定する簡易耐震診断の申込み及び実施に関する同意書は，様式第1号-5によるものとする。
- 4 要綱第6条第1項に規定する簡易耐震診断実施決定通知書は，戸建住宅及び長屋住宅は様式第2号-1，共同住宅は様式第2号-2によるものとする。
- 5 要綱第6条第3項に規定する簡易耐震診断実施要件不適合通知書は，戸建住宅及び長屋住宅は様式第3号-1，共同住宅は様式第3号-2によるものとする。
- 6 要綱第9条に規定する簡易耐震診断実施決定辞退届は，戸建住宅は様式第4号-1，共同住宅は様式第4号-2，長屋住宅は様式第4号-3によるものとする。
- 7 要綱第9条第1号に規定する簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する証書は，様式第4号-4によるものとする。
- 8 要綱第9条第2号に規定する簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する同意書は，様式第4号-5によるものとする。
- 9 要綱第11条に規定する簡易耐震診断実施決定取消通知書は，戸建住宅及び長屋住宅は様式第5号-1，共同住宅は様式第5号-2によるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この細目は平成17年10月17日から施行する。

付 則

この細目は、平成31年4月18日から施行する。

付 則

この細目は、令和3年5月17日から施行する。